

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 10 月 29 日

「ウズベキスタン国省エネルギー分野に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020 年 10 月 7 日/公示番号:20a00559)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書、P12, 4.調査実施上の留意事項、(1)、4)先方からの便宜供与	提供される事務スペースには、オフィス機材は含まれていますでしょうか。含まれている内容をご教示ください。	先方政府に確認したところ、机と椅子など基本的な備品は揃っているものの、コピー機（インクや印刷用紙を含む）などの機材は含まれていないと思われます。
2	企画競争説明書、P15、②、3)、d. 運輸・交通にかかる規制(運輸・交通分野)	P15 では運輸・交通分野にかかる規制の記述をレポート案に求めているが、P11、3.、(1)、【留意事項】では運輸部門はエネルギー省の所管する部門外とされている。 レポート案に記載する運輸・交通分野の記載にはどのようなものを想定されていますでしょうか。あるいは運輸分野の調査・記載は不要でしょうか。	運輸・交通分野にかかる規制についても調査の上、レポートへの記載をよろしく申し上げます。記載内容としては、①規制対象となる車両、②規制の数値化など、調査を踏まえ、効果的だと思われる規制内容をご提示いただくことを想定しています。
3	企画競争説明書、P20、2.、(1)業務工程の渡航回数	業務工程では、7 回の渡航が想定れているが、DF/R 作成後には渡航がない。DF/R の説明・コメント聴取が必要と考えるが、想定される渡航は 7 回のみとするべきでしょうか。あるいは 8 回とするべきでしょうか。	DF/R 説明会は遠隔で行うことを想定し、原案のスケジュールにしています。コロナウイルスの感染拡大状況次第では、渡航回数の増加も検討可能ですが、現在の想定渡航回数は 7 回です。

4	企画競争説明書、P17、6、(1)、5)ファイナル・レポート(F/R)	ファイナルレポートのドラフトは【※ファイナルレポートの提出期限の 2 週間前】に提出でしょうか。 また、先方政府機関用の CD-R は、「英文3部」でよろしいでしょうか。「露文3部」ではないでしょうか。	DF/R から F/R 案で大きな変更はないと見込み、ファイナルレポートのドラフト提出時期を「2週間前を目処」としています。あくまでも目処ですので、調査の F/R 案作成の進捗状況に応じ、それ以前に提出いただいても構いません。 また、企画競争説明書、P17、6.(1)、5)ファイナル・レポート(F/R)について誤記がありましたので、「英文(CD-R)3 部(先方政府機関)」を「露文3部(CD-R)3部(先方政府機関)」に修正します。
5.	企画競争説明書、P21、5、(3)現地再委託費	現地再委託費 800 万円は、4つの現地再委託費の合計値でしょうか。その場合、各再委託の内訳をご教示ください。	現地再委託費 800 万円は、4つの現地再委託(エネルギー多消費施設の簡易診断、エネルギー高効率機器の市場調査、省エネ意識調査、地域熱供給セクターの実証試験)の合計値です。 なお、内訳については、提示していません。内訳及び内容(想定)概要を含めて企画競争に付しているため、ご了承願います。
6.	企画競争説明書、P22、5、(3)一般業務費、「借料損料」「資料等作成費」	一般業務費内に「借料損料」「資料等作成費」の費目は廃止されたかと思えます。どの費目で計上するかご教示ください。	誤記がありました。「借料損料」は一般業務費内の「セミナー等実施関連費」で計上、「資料等作成費」の内「情報収集にかかる翻訳費」は一般業務費内の「資料等翻訳費」で、「第2章6.(1)記載の各種調査報告書及びロードマップレポート翻訳費」は報告書作成費でそれぞれ計上願います。
7.	企画競争説明書、P22、5、(3)報告書作成費	IR/R, PR/R, IT/R, DF/R, F/R とロードマップレポートの簡易製本、製本を合わせた金額が 50 万円でしょうか。	ご理解のとおりです。

8.	企画競争説明書、P11、3.(3)調査を通じた技術情報の提供	<p>「エネルギー省省エネ担当部署、住宅公共サービス省担当部署等、計 10～15 名を対象 に、本調査団からウズベキスタン側実施機関へ共同作業を通じての技術情報の提供による人材育成が行われることを想定している。」</p> <p>とありますが、先方のエネルギー省、住宅公共サービス省との合意はされているという理解でよろしいでしょうか。それとも、その共同作業のための担当者の配置を要請、交渉をすることを含め調査団にて実施することになるのでしょうか。</p>	<p>本件については合意を要するものとは考えておらず、先方政府には申し入れのみ行っています。なお、情報提供、人材育成作業において問題が生じた場合は、JICA 本部、在外事務所で責任をもってフォローアップ致します。</p>
9.	企画競争説明書、P20、2.(4)対象国の便宜供与	<p>「本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる支援を必要する場合は、JICA 本部及び在外事務所に随時連絡・協議すること。」</p> <p>とありますが、</p> <p>P12、4.(1) 4)先方からの便宜供与では、「エネルギー省が本調査にかかる担当者を配置予定。事務スペースはエネルギー省及び住宅公共サービス省が提供する予定。」</p> <p>となっています。これについては、先方からの便宜供与を前提としてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。事務スペースについては、供与可能である旨、在外事務所より先方へ確認済みです。</p>
10	<p>P.22</p> <p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>5. 見積書作成にかかる留意事項 (3)</p>	<p>第2章6. (1)記載の各種調査報告書及びロードマップレポート翻訳費(英文→露文)の定額計上額が「35 千円」と指示されていますが、全ての調査報告書の翻訳費としては金額が足りないように思います。</p> <p>また、翻訳費(英文→露文)の計上費目は一般</p>	<p>誤記がありました。第3章5. (3)資料作成費について、「第2章6. (1) 記載の各種調査報告書及びロードマップレポート 翻訳費(英文→露文)：35千円」の金額を「3,500千円」に修正します。</p> <p>翻訳費(英文→露文)の計上費目については、上</p>

		業務費(資料等作成費)ではなく、報告書作成費になるのではないのでしょうか。	記6. に回答しましたように、修正します。
以上 10 月 23 日に回答済み			
11	企画競争説明書、P15、②、3)省エネルギーに向けた優先施策	<p>「効果、将来的に必要となる法整備等に関して意見交換を行い、結果を記述するエネルギーデータ管理(最新エネルギー需給データの収集・管理)。</p> <p>a. エネルギー管理士・診断士制度(産業分野)(以下、略)」</p> <p>となっております、</p> <p>「効果、将来的に必要となる法整備等に関して意見交換を行い、結果を記述する。</p> <p>a. エネルギーデータ管理(最新エネルギー需給データの収集・管理)</p> <p>b. エネルギー管理士・診断士制度(産業分野)(以下、略)」</p> <p>と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>誤記がありました。</p> <p>下記、「修正前」の文章を、「修正後」に変更します。</p> <p>(修正前)</p> <p>同国政府関係機関と以下採用の可能性のある省エネを推進するための優先施策について、効果、将来的に必要となる法整備等に関して意見交換を行い、結果を記述する<u>エネルギーデータ管理(最新エネルギー需給データの収集・管理)</u>。</p> <p>a. エネルギー管理士・診断士制度(産業分野)</p> <p>b. 省エネルギーにかかるラベリング、MEPS 制度(民生分野)</p> <p>c. 省エネルギーにかかる建物基準(民生・業務部門)</p> <p>d. 運輸・交通にかかる規制(運輸・交通分野)</p> <p>e. 地域熱供給システム(熱利用全般)</p> <p>f. 省エネルギー推進ファイナンス・インセンティブ制度</p> <p>g. 上記各制度の所管省庁・責任体制</p> <p>(修正後)</p> <p>同国政府関係機関と以下採用の可能性のある省</p>

			<p>エネを推進するための優先施策について、効果、将来的に必要となる法整備等に関して意見交換を行い、結果を記述する。</p> <p>a. <u>エネルギーデータ管理(最新エネルギー需給データの収集・管理)</u></p> <p>b. エネルギー管理士・診断士制度(産業分野)</p> <p>c. 省エネルギーにかかるラベリング、MEPS 制度(民生分野)</p> <p>d. 省エネルギーにかかる建物基準(民生・業務部門)</p> <p>e. 運輸・交通にかかる規制(運輸・交通分野)</p> <p>f. 地域熱供給システム(熱利用全般)</p> <p>g. 省エネルギー推進ファイナンス・インセンティブ制度</p> <p>h. 上記各制度の所管省庁・責任体制</p>
12	企画競争説明書、P20、2. (1)業務工程	業務工程の図において、月次 15 から 17 の期間がマスタープラン案と記載されていますが、ロードマップ案とその優先度の作成と理解してよろしいでしょうか。もしくは、省エネのマスタープラン案としてまとめるという理解になりますでしょうか。	<p>誤記がありました。</p> <p>企画競争説明書 P.20.2. (1)業務工程の表中、「②マスタープラン」を「②ロードマップ案とその優先度の作成」に修正します。</p>
以上 10 月 27 日に回答済み			
13	2 章 4 項 (1) 2)	また、必要に応じて国内出張も検討し・・・とはく日本国内の出張>と言う理解でよろしいでしょうか？ 謝金等の予算計上は可能でしょうか？	国内出張は、ウズベキスタン国内の出張を想定しています。また調査対象(受入)機関への謝金は想定していません。

14	2章4項(1)3)及び5)	ミッションレター、質問票レター、入構許可申請は、調査団作成内容に JICA カバーレターにより発出されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりの方法が想定されています。
15	2章4項(1)4)	事務所スペースの供与について、「エネルギー省及び住宅公共サービス省」となっていますが、所在地はタシケント2ヶ箇所でしょうか？ 現段階では地方都市の事務所設置は想定しておりませんが、実証試験などで必要が生じた場合、適時対応要請は可能でしょうか？	2箇所の事務所はどちらもタシケント市内にございます。地方での業務が発生した時に、「エネルギー省及び住宅公共サービス省」へ追加の「地方での事務所スペースの貸与の要請を行うことは想定していません。地方での業務が発生した場合は、ホテル等に宿泊していただくことは可能です。
16	2章4項(1)4)	事務所供与に於いて、政府省庁への PC・携帯・インターネット接続手段・写真機・複写機などの必要電子機材の持込は、事前の持込許可申請が必要でしょうか？	電子機材の持ち込みに関し、省庁への申請は不要です。ただし、発電所への持ち込みの際は事前申請が必要です。
17	2章4項(4) 2章5項(2)2)	再委託先への業務指示や報告内容確認については、リモート実施も含め、調査団との連絡を確実にこなう必要がある為、特殊雇人の介在を想定しています。特殊雇人と再委託先は別扱いとの理解でよろしいでしょうか？	特殊雇人については、プロポーザルにおいて提案いただき、経費は見積りに計上願います。再委託については、第3章2.(3)で認めた4業務のみを認めており、定額での見積への計上をお願いしています。特殊雇人の対象業務が限定されないという意味においては、別扱いとの理解で問題ありません。
18	P.12 4.調査上の留意事項 (1)、2)ウズベキスタン政府機関及び関係機関・団体との連携	「・・・また、必要に応じて国内出張も検討し、」とあるが、ウズベキスタン国内の関係機関・団体へのヒアリングに向けたウズベキスタン国内出張という理解でよいか	ご理解のとおりです。

以上 10 月 29 日に回答済み

19	15 ページ:「5. ①(4)2)」	<p>企画競争説明書「地域熱供給セクターの実証試験」については、「インバーターエアコンの有効性を検証するための調査」となっていますところ、例えば、日本産業規格(JIS C 9612、JIS B 8615 等)に基づき、日本の試験室においても、「ウ」国の室内設定温度や、外気温度条件等を踏まえて、インバーターエアコンとノンインバーターエアコンのエネルギー消費効率の違い等を求めることはできると思われま。他方、説明書脚注に「インバーターエアコンとノンインバーターエアコンの実運用比較)実証期間は極力長期間とすべく、プロポーザルにて提案する。また、この結果をセミナー等において発表し、インバーターエアコンの省エネ優位性を周知する。」との記載がありますところ、この趣旨は、「ウ」国現地において何らかの試験を行うということでしょうか。例えば、「ウ」国の標準的な冷房・暖房負荷の2つの部屋を選定し、それぞれに、同程度能力のインバーターエアコンとノンインバーターエアコンを設置し、一定期間観察し、それぞれの消費電力を比較する等の試験を行うということでしょうか。</p>	<p>ご指摘の「地域熱供給セクターの実証試験」については、第3章2. (3)に「以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。」とあるとおり、現地ウズベキスタンにおいて、現地再委託で試験を実施することを想定しています。</p> <p>しかしながら、「コンサルタント等契約における プロポーザル作成ガイドライン」I.1. (2)に「企画競争説明書の内容と異なる内容の提案については、これを認めます。その場合、提案内容と併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。」とあるとおり、企画調査説明書と異なる内容の提案を認めます。</p>
20	企画競争説明書、P15、②4)ロードマップ案	「本レポート作成に当たっては、中間段階で適宜政府関係個所とすり合わせを行いまとめるものとする。またそのオーソライズについては、現時点で以下のプロセスを想定している。」	ご理解のとおりです。

		とありますが、「以下のプロセス」は、その次のページ(P16)に記述のある、(2)協議、(3)説明会との理解でよいでしょうか。	
--	--	--	--

以 上